

社会福祉法人みのり福祉会「向山ブルースカイ」運営規程

就労継続支援B型事業所

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みのり福祉会が設置運営する障害福祉サービス事業所「向山ブルースカイ」(以下「事業所」という。)が行う障害者総合支援法(以下「法」という。)の理念に基づく指定就労継続支援(B型)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、事業所の従事者が支給決定を受けた障害者(以下「利用者」という。)に対し、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切かつ円滑な指定就労継続支援(B型)の提供を確保することを目的とする。

(事業の運営方針)

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者に対し、就労の機会を提供するとともに通所により生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。また、一般就労に必要な知識能力が高まった者は一般就労への移行に向けて支援をする。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って就労継続支援(B型)を提供するよう努めるものとする。

3 事業所は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、その他地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、前3項の他、関係法令等を遵守するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 向山ブルースカイ
- (2) 所在地 鳥取県倉吉市和田東町向山914-58

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤)
管理者、当該指定就労継続支援(B型)の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し指定就労継続支援(B型)の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス管理責任者 1名(常勤)
サービス管理責任者は、個々の利用者についてアセスメント、個別支援計画の作成、

継続的な評価を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

(3) 職業指導員 2名以上（内、1名以上常勤）

職業指導員は、就労継続支援計画に基づきサービスの提供にあたる。また、生産活動の提供及び職場実習の開拓を行い、就職後も職場定着を図るための支援を行う。

(4) 目標工賃達成指導員 1名

目標工賃達成指導員は、就労や生産活動の機会を提供し、手厚い就労支援体制をとり目標工賃の達成に向けた取り組みを行う。

(5) 生活支援員 1名以上

生活支援員は、日常生活上の支援を行うとともに就労継続支援計画に基づくサービスの提供にあたる。

(6) 嘱託医師 1名（非常勤）

嘱託医師は、利用者の健康管理業務に従事する。

(7) 全職員は、利用者の送迎保障のため必要に応じて送迎車輛の運転及び添乗業務に従事する。

（事業所の営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、行事等で日曜日営業した場合は、振替休日をする場合がある。

(2) 営業時間 午前9時から午後4時までとする。

（事業所の休日）

第6条 施設の休日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日

(3) 年末年始（12月30日～1月3日）

(4) 基本的には、第2土曜日、第4土曜日（但し、月によっては第1、第3土曜日も休日にすることもある。）

（利用定員）

第7条 事業所の定員は、20名とする。

（主たる対象者の障害の種類）

第8条 事業の主たる対象者とする障害の種類

(1) 身体障害者

(2) 知的障害者

(3) 精神障害者

（利用資格）

第9条 事業所の利用資格は、①就労移行支援事業を利用したが諸事情で就労につながらなかった者。②一般就労していたが諸事情で離職した者で生産活動をしたい者。③施設を退

所していたが50歳になっている等企業等での雇用契約が困難な者でかつ「訓練等給付受給証」の交付を受けた者とする。

(指定就労継続支援(B型)の内容)

第10条 事業所は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行う。また、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、地域生活を営むことができるようにするため、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行う。

2 職場実習

事業所は、利用者が就労継続支援(B型)計画に沿って実習できるよう、実習の受入先の確保を行う。また、公共職業安定所、障害者就労・生活支援センター及び特別支援学校などの関係機関と連携して、利用者の就労に対する適性や要望に応じた職種・実習の受入先の確保に努める。

3 求職活動の支援

事業所は、公共職業安定所での求職登録等、利用者が行う求職活動の支援を行う。また、公共職業安定所、障害者就労・生活支援センター及び特別支援学校などの関係機関と連携して、利用者の就労に関する適性や要望に応じた職場開拓に努める。

4 職場定着のための支援

事業所は、利用者の職場定着を推進するため、公共職業安定所、障害者就労・生活支援センター及び特別支援学校などの関係機関と連携して、利用者が就職した日から6ヶ月以上、職業生活における相談等の支援を継続する。

5 送迎の実施

希望者に対しては、居宅と事業所間の送迎を行う。

(手続きの説明及び同意)

第11条 事業所は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、指定就労継続支援(B型)の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者及び家族に対し運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明し、当該提供の開始について利用者及び家族の同意を得るものとする。

(支給決定障害者から受領する費用の種類およびその額)

第12条 事業所は、指定就労継続支援(B型)を提供した際は、利用者から当該指定就労継続支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定就労継続支援(B型)を提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定より算定された訓練等給付費又は法第30条第2項の規定により算定された特別訓練等給付費の額に90分の100(法第31条の規定が適用される場合にあっては、100分の100を市町村特例割合で除して得た割合)を乗じて得た額の支払を受けるものとする。

3 次に定める費用については、利用者から徴収する。

(1) 食事の提供に要する費用 590円 (内、食材料費 290円)

(2) 日常品費等その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の支払を受ける場合には、あらかじめ支給決定障害者に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、利用者に対し、当該費用に係る領収書を交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第13条 事業所は、利用者の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に指定就労継続支援（B型）を受けた時は、利用者等が当該同一の月に受けた指定就労継続支援（B型）に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、利用者負担額等合計額が負担上限月額を超えるとときは、事業所は、当該指定就労継続支援（B型）の状況を確認の上、利用者負担額等を市町村に報告するとともに、利用者等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第14条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

鳥取県中部圏域（倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町）

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第15条 利用者及び家族は、次のことに協力しなければならない。

(1) 日課の励行

- ・ 利用者は従業者の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

(2) 健康保持

- ・ 利用者は努めて健康に留意するものとし、事業所で行う健康診断は特定の事由がない限り、これを拒否してはならない。

(3) 衛生保持

- ・ 利用者は清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため事業所に協力しなければならない。

(4) 事業所内禁止事項

- ・ けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること
- ・ 指定した場所以外での火気を用いること
- ・ 事業所の秩序、風紀を乱し又は安全衛生を害すること
- ・ その他この規程で定められていること

(5) 重要事項の連絡

- ・ 利用者及び保護者の身上に関する重要な事項に変化が生じたときは、速やかに事業所に届け出なければならない。

(非常災害対策)

第16条 事業所は、火災設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知させることとする。

(緊急時等における対応方法)

第17条 事業所の従業者は、現に指定就労継続支援（B型）の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(身体拘束の禁止)

第18条 事業所は、指定就労継続支援（B型）の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 事業所は、身体拘束適正化のための指針を定める。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための指針を定め、次の措置を講ずる。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(5) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底。

(苦情解決)

第20条 事業所は提供した指定就労継続支援（B型）に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した指定就労継続支援（B型）に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労継続支援（B型）事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定就労継続支援（B型）に関し、法第11条第2項の規定により都道府県が行う報告若しくは指定就労継続支援（B型）の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言

を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 4 事業所は、提供した指定就労継続支援（B型）に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労継続支援（B型）事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（従業員の研修）

第21条 事業所は、従業員の資質向上のため研修（第19条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- ② 継続研修 年2回

（感染症対策）

第22条 事業所は、事業所内外での感染症の発生及び蔓延防止のために、必要な措置を講ずる。

- （1）感染症・食中毒の予防・蔓延防止に関する指針を定める。
- （2）感染症の発生及び蔓延防止を啓発・普及するための研修や訓練の実施を定期的に行い、研修を通じて感染症対策の向上や技術の向上に努める。
- （3）感染症の発生及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底する。

（その他運営に関する重要事項）

第23条 事業所は、利用者に対し適切な指定就労継続支援（B型）を提供できるよう、従業員の勤務体制を定めておくものとする。

- 2 従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 事業者は、利用者に対する指定就労継続支援（B型）の提供に関する諸記録を整備し、当該指定就労継続（B型）を提供した日より5年間保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人のみ福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成24年 3月 1日から施行する。

(一部改正) この規程は、平成24年4月1日より施行する。

(一部改正) この規程は、平成27年4月1日より施行する。

(一部改正) この規程は、平成29年1月1日より施行する。

(一部改正) この規程は、令和4年4月1日より施行する。

(一部改正) この規程は、令和6年4月1日より施行する。